

数値人体モデル基本利用許諾契約書

令和 年 月 日

(甲)
東京都小金井市貫井北町4-2-1
国立研究開発法人情報通信研究機構
イノベーション推進部門
部門長

(乙)
住所
大学名、学部名
役職 名前

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「甲」という。）と〇〇大学 〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の契約の要綱（以下「要綱」という。）1記載の数値人体モデルデータベース（以下「本データベース」という。）の無償利用許諾に関し、以下の要綱及び契約の条項（以下要綱とあわせて「本契約」という。）のとおり契約を締結する。なお、本契約の成立を証するため、本契約書2通又はその電磁的記録を作成し、本契約の各当事者が記名押印又は電子署名の上、各自1通又はその電磁的記録を保管する。

【 契 約 の 要 綱 】

1	許 諾 対 象	下記の基本利用権 数値人体モデルデータベース (成人男性／成人女性モデル)		
2	納 入	納入期日	令和 年 月 日	
3	契 約 期 間	本契約の有効期間は、契約締結日から3年間とする。		

【 契 約 の 条 項 】

第1条（契約の主旨）

甲は乙に対して、本データベースについて第3条に定める内容の権利（以下、「基本利用権」という。）を許諾するものとする。

第2条（本データベースの納入と導入）

甲は、本契約に基づき、本データベース（及び本データベースの取扱説明書）を要綱2記載の納入期日までに甲所定の提供形態によって乙に納入するものとする。乙は、甲から提供された本データベースを検査のうえ、甲に対し検収を通知するものとし、甲に当該通知が届いた日をもって、甲の乙に対する本データベースの納入が完了するものとする。

二 乙は、自己の責任をもって本データベースの導入及び適合動作を実行するものとする。

第3条（本データベースの基本利用権）

本契約に基づき、乙に許諾される基本利用権は、全世界における非独占的な権利とする。

二 乙は、非営利の研究利用を目的とする限り、自己の責任において以下の行為を行うことができる。

- 1 自己に属する研究室又は研究グループ等、乙の指揮監督下にある研究員に対し、本データベースを使用させること
- 2 使用及び保管のために必要な部数まで本データベースを複製すること
- 3 自らが既に保有するデータベースに、本データベースを一部追加すること
- 4 自ら使用するための必要最小限の範囲で本データベースを改変又は編集等（以下「改変等」という。）すること

第4条（禁止事項）

乙は、次の各号に該当する、又は該当するおそれがあることに關して、本データベースを利用することはできない。

- 1 社会通念上、是認することができないこと
- 2 公序良俗に反すること
- 3 個人の基本的人権を侵すこと
- 4 本データベースの開発に関わった被験者を特定すること、又は第三者により推定されうる状態にすること

三 乙は、第三者に対し、本データベースの利用、使用の許諾、利用権の譲渡、貸与又は担保提供を行ってはならず、本データベースを組み込んだ物品を提供してはならない。

四 乙は、申請時の目的以外で本データベースを使用してはならない。

第5条（利用許諾料）

乙は、甲に対する基本利用権の対価の支払いを要しない。

第6条（成果発表）

乙は本データベースを使用した成果を発表する場合、「国立研究開発法人情報通信研究機構、北里大学、慶応義塾大学及び首都大学東京の共同開発による数値人体モデルデータベースを使用した」旨言及するか、又は文中にて以下の論文を引用するものとする。また、図等に NICT 提供のデータベースを使用した旨を付記するように努めるものとする。

長岡 智明、櫻井 清子、国枝 悦夫、渡辺 聡一、本間 寛之、鈴木 保、河合 光正、酒本 勝之、小川 幸次、此川 公紀、久保田 勝巳、金 鳳洙、多氣 昌生、山中 幸雄、渡辺 敏：日本人成人男女の平均体型を有する全身数値モデルの開発、生体医工学 Vol.40, No.4, pp. 239-246, 2002.

又は

Tomoaki Nagaoka, Soichi Watanabe, Kiyoko Sakurai, Etsuo Kunieda, Satoshi Watanabe, Masao Taki and Yukio Yamanaka, “Development of Realistic High-Resolution Whole-Body Voxel Models of Japanese Adult Male and

Female of Average Height and Weight, and Application of Models to Radio-Frequency Electromagnetic-Field Dosimetry” Physics in Medicine and Biology, Vol.49, pp.1-15, 2004.

二 乙は、本データベースを改変し、それを使用した成果を発表する場合、改変した部分及び改変理由について説明を加えるものとする。

第7条（報告義務）

乙は、甲に対し、本契約の有効期間中、毎年1月1日から30日以内に、前年1月1日又は契約開始日から同年12月31日までの期間における研究状況、研究成果、成果発表等の本データベースの利用状況を報告するものとする。

第8条（基本利用権者の変更等の取り扱い）

乙は、所属等に変更が生じる場合、甲と再契約を結ばなければならない。

第9条（著作権等の帰属）

本データベースに関する著作権等の知的財産権、民法上の所有権及びその他一切の権利は甲に帰属するものとする。なお、本データベースの全部又は一部を改変又は編集等したものに関しても、同様とする。

第10条（関連発明の扱い）

乙は、乙に属する研究員が本データベースに関連して発明をし、当該発明に係る特許出願をしようとするときは、乙に属する研究員が当該発明を独自にしたことについて、甲の確認を得なければならない。

第11条（広報）

甲及び乙は、本契約の締結後、本データベースの基本利用権許諾関連情報を、相手方の同意を得た後に、公開することができる。

第12条（権利侵害への対応）

乙は、第三者による本データベースに係る甲の著作権その他の知的財産権の侵害もしくはそのおそれがあることを発見したとき、又は第三者から権利侵害の訴えがなされたときは、直ちに甲に通知し、その対応を協議するものとする。

第13条（免責）

甲は、本データベースについて、その有効性、品質その他いかなる事項をも保証しない。

二 甲は、本契約に基づく本データベースの利用から生じる乙のいかなる損害に対しても、甲の過失の程度によらず一切の責任を負わないものとする。

第14条（秘密保持義務）

乙は、本契約に基づき甲から開示された甲の情報を秘密情報として扱い、甲の事前の書面による同意を得ることなく第三者にこれを開示してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報にはあたらないものとする。

- 1 開示の時点で既に公知の情報、又は開示後受領当事者の責によらずして公知となった情報
- 2 受領当事者が開示の時点で既に保有していた情報
- 3 権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- 4 受領当事者が相手方から開示された秘密情報によらずして独自に開発習得した情報

第15条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙（乙に属する研究員を含む。本条において以下同じ。）は、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 1 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業
- 2 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- 3 その他前各号に準ずる者

二 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- 1 暴力的な要求行為

- 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 4 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- 5 その他前各号に準ずる行為

第16条（契約期間）

本契約の有効期間は要綱3記載のとおりとする。

- 二 前項にかかわらず、本契約の終了後であっても、第10条（関連発明の取扱い）、第13条（免責）、第14条（秘密保持義務）の規定は、本契約の終了日から5年間なお有効に存続する。

第17条（解除及び損害賠償）

甲及び乙は、次の第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、相手方に対し書面による通知をもって本契約を解除することができる（ただし第4号に該当するときの解除は甲のみがなしうる）。この場合、当該解除の通知が相手方に到達した日に本契約は終了する。

- 1 相手方が第14条に規定する秘密保持義務に違反した場合
- 2 相手方による虚偽の表示その他事実と異なる報告に基づいて本契約が締結されたことを知った場合
- 3 相手方が第12条に規定する通知を怠りまたは協議を行わないとき
- 4 乙が第3条乃至第4条に定める義務に違反したとき

- 二 甲及び乙は、前項に定めるほか、相手方が本契約の規定による義務を履行しない場合において、相手方に対し30日以上を期間を定めてその履行を催告し、当該期間内に相手方による履行がなされないときは、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。この場合、当該解除の通知が相手方に到達した日に本契約は終了する。

- 三 甲及び乙は、相手方の本条第一項及び前項に該当する場合を含む本契約の違反について、相手方に故意又は重大な過失があるときは、相手方に対し、それにより生じた損害の賠償を請求することができる。

- 四 甲及び乙は、相手方が第15条第一項に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は第二項の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、書面による通知をもって本契約を解除することができる。この場合、当該解除者は、解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第18条（契約終了後の措置）

本契約が終了した場合、第3条に規定する基本利用権は当然に消滅するものとする。

- 二 乙は、本契約が終了した日より60日以内に、甲の指示に従い、当該基本利用権に基づき利用していた本データベース（複製、改変等を行ったものを含む。）に関わる一切の情報を甲に返却、又は消去するものとする。

第19条（契約費用）

本契約の締結に関して必要な費用は、甲及び乙がそれぞれ自己の経費を負担するものとする。

第20条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する解釈上の疑義に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとする。

第21条（裁判管轄及び準拠法）

本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

- 二 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとする。

以 上